

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十二月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二十七日

埼玉県本庄県土整備事務所長 吉 村 正 則

一 道路の種類 県道

二 路線名 矢納浄法寺線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
地先まで 大字上阿久原字石頭一四九二番二	児玉郡神川町大字上阿久原字猿羽 背一五四三番一地先から同郡同町	区 間
五・八二 一六四・一一	五・八二 一六四・一一	敷地の幅員(メートル)
	一、六四〇・〇〇	延 長(メートル)
	落石防護柵設置工事	備 考